
下位法令の検討体制等について

2026年10月



経済産業省



環境省

下位法令の審議の進め方について

- 下位法令のうち、対象となる太陽電池の種類等、事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制、費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置（次ページ参照）に関するものは、特定の専門技術的な知見が必要。
- また、短期間に複数回の開催が見込まれ、迅速な運営が必要。
- そこで、今後の進め方として、本合同会合の委員・オブザーバーの一部の皆様で構成される「検討会」を創設し、当該検討会において、下位法令について、集中的に御議論頂いたうえで、検討結果を本合同会合に報告・お諮りすることとしてはどうか。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の施行に向けて

- 令和8年5月29日成立、6月5日公布
- 公布後1年6か月以内の政令で定める日から施行

■ 主な政省令・告示事項

○基本方針

本合同会合で審議

○対象となる太陽電池の種類等

検討会で議論
→本合同会合にて
報告・お諮り

○事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- ・事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関する判断の基準
- ・多量事業用太陽電池廃棄者の要件
- ・多量事業用太陽電池廃棄実施計画における届出事項

○費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- ・太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定に関する申請事項・認定基準
- ・認定事業者の太陽電池廃棄物の処理基準（保管基準の特例等）

等

2

施行に向けたスケジュール（予定）

2026年
10月6日

中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度
小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環
経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ合同
会議（以下「合同会議」という。）第11回

2026年
10月～12月頃

「『太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律』の下位法
令の策定に係る検討会」における政省令・告示に係る事項の審議

2026年12月頃
～2027年3月頃

検討会審議結果の合同会議への報告及び取りまとめ・パブコメ

2027年春頃

政省令・告示の公布
太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定事前申請開始

2027年
秋～冬頃

施行